

北多摩北部地域保健医療協議会委員応募要領

東京都では、地域特性等を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、地域における保健衛生の向上及び健康で安全な地域づくりを図るため、保健、医療、福祉の関係者が協議する場として、二次保健医療圏ごとに地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。

この協議会において、保健医療サービスを利用する都民の立場から意見を述べていただく方を次のとおり募集します。

1 募集人員

3名以内（保健医療サービスを利用する立場の方）

なお、協議会は、この他に学識経験者、医療関係団体や市の代表の委員等で構成されています。

2 就任期間

発令通知日（令和7年）から令和9年3月31日まで

3 応募資格

北多摩北部保健医療圏（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）内在住の令和7年4月1日時点で18歳以上の方（都職員及び当該地域の市職員は除く）で、協議会（平日、年1～2回、1回2時間程度）及び部会（平日、年1～2回、1回2時間程度）に出席できる方

4 応募方法

次の2点を郵送又は電子メールにより提出してください。

なお、応募書類については返却できませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 作文（1, 200字以内）

テーマ「感染症や食の安全などの健康に関わる課題に取り組み、安心して心身ともに健やかな生活を送るために、地域でできること、協議会委員として提案したいこと」

※原則として、400字詰原稿用紙（A4横書き）を使用してください。

(2) 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記載したもの

5 応募締切

令和7年1月24日（金曜日）消印有効

6 選考方法

北多摩北部保健医療圏（事務局：多摩小平保健所）内の選考委員会により選考します。

7 選考結果

3月上旬に応募者御本人に通知します。

8 委員謝礼

東京都が規定する謝礼をお支払いします。ただし、交通費の支給はありません。

【応募書類提出先及び問合せ先】（北多摩北部地域保健医療協議会事務局）

東京都多摩小平保健所市町村連携課

〒187-0002 小平市花小金井一丁目31番24号

電話 042-450-3111

E-mail S1153504@section.metro.tokyo.jp